

第5部 健康危機等応急対応計画

第1章 基本方針

近年、SARS(重症急性呼吸器症候群)、BSE(牛海綿状脳症)、口蹄疫問題等、住民の生命や健康及び生活環境を脅かす危機が相次いで発生していることから、これら事象が発生した場合の対応を明確に示し、迅速な対応を行う。

対策の体系

第1節 迅速な災害応急活動体制の確立

町の活動体制は、健康危機のレベルに応じて、健康福祉課内での応急対策の体制から、全庁的な健康危機管理に関する対策本部体制、さらには健康危機管理対策本部体制を確立するなどして、必要な措置を講じる。

ただし、いずれの体制においても、健康福祉課は、健康危機管理において中核的な役割を果たす。

第2節 対象とする災害

健康危機等応急対応計画で想定する災害は、毒劇物、感染症、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生ずる住民の生命や健康の安全を脅かす事態とする。

第3節 円滑な応急活動の実施

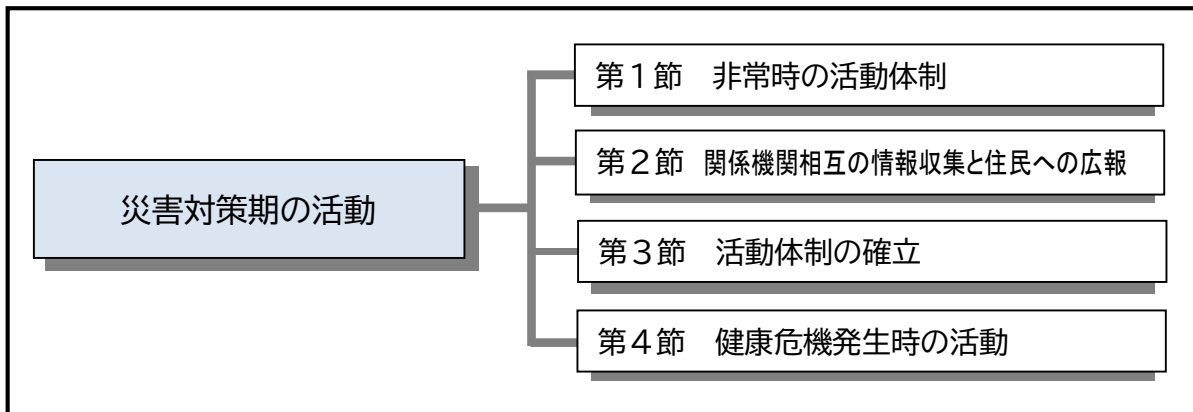
緊急時であっても、円滑に応急活動が行えるよう、各体制時における対策の体系を示し、実施主体と行うべき対応を明確に示す。

計画の構成は、①対策の体系、②実施主体、③取組内容とし、いつ、誰が何を実施するかを示す。

第2章 健康危機管理対策期の活動

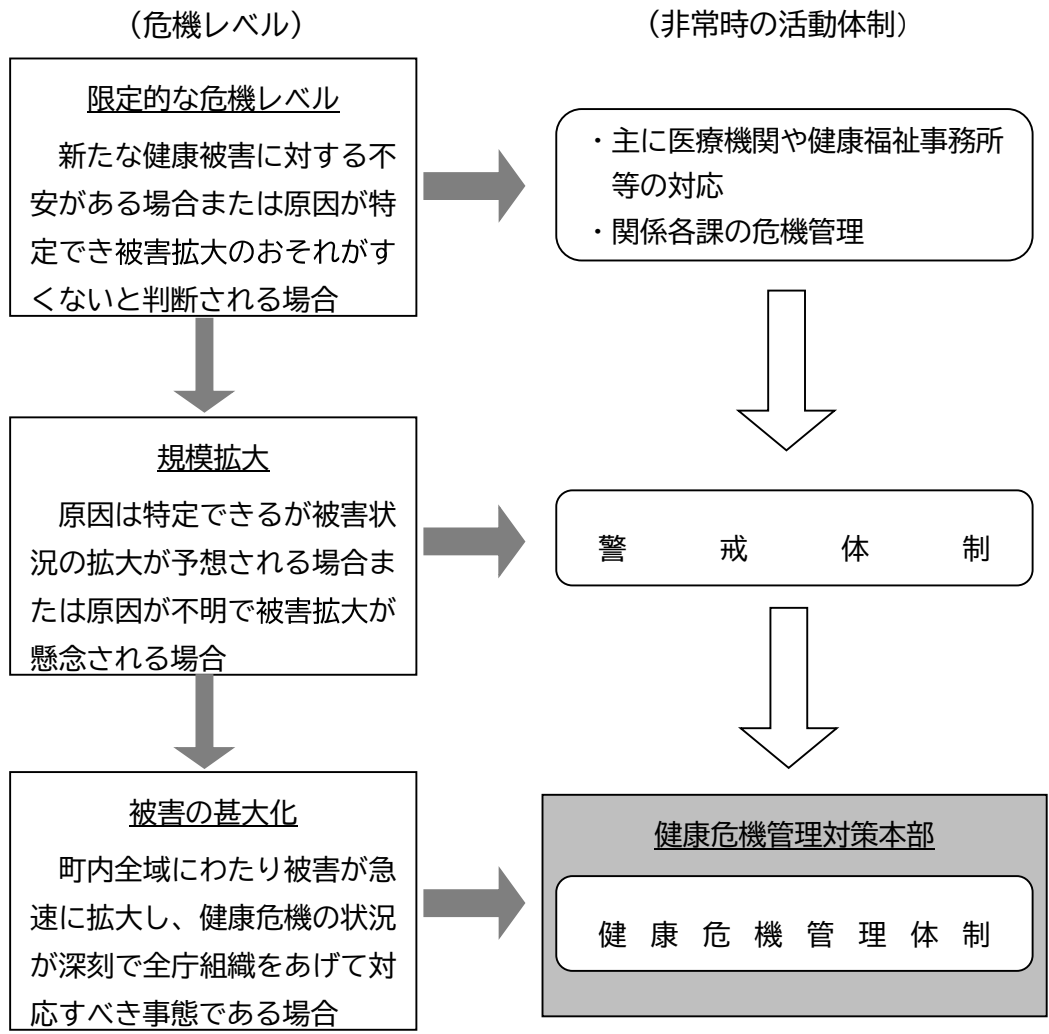
毒劇物、感染症、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生ずる住民の生命や健康の安全を脅かす事態（以下「健康危機」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、健康被害の発生防止、拡大防止、治療等町が実施する対策を定め、住民の生命と健康の確保に期することを目的とする。

対策の体系



第1節 非常時の活動体制

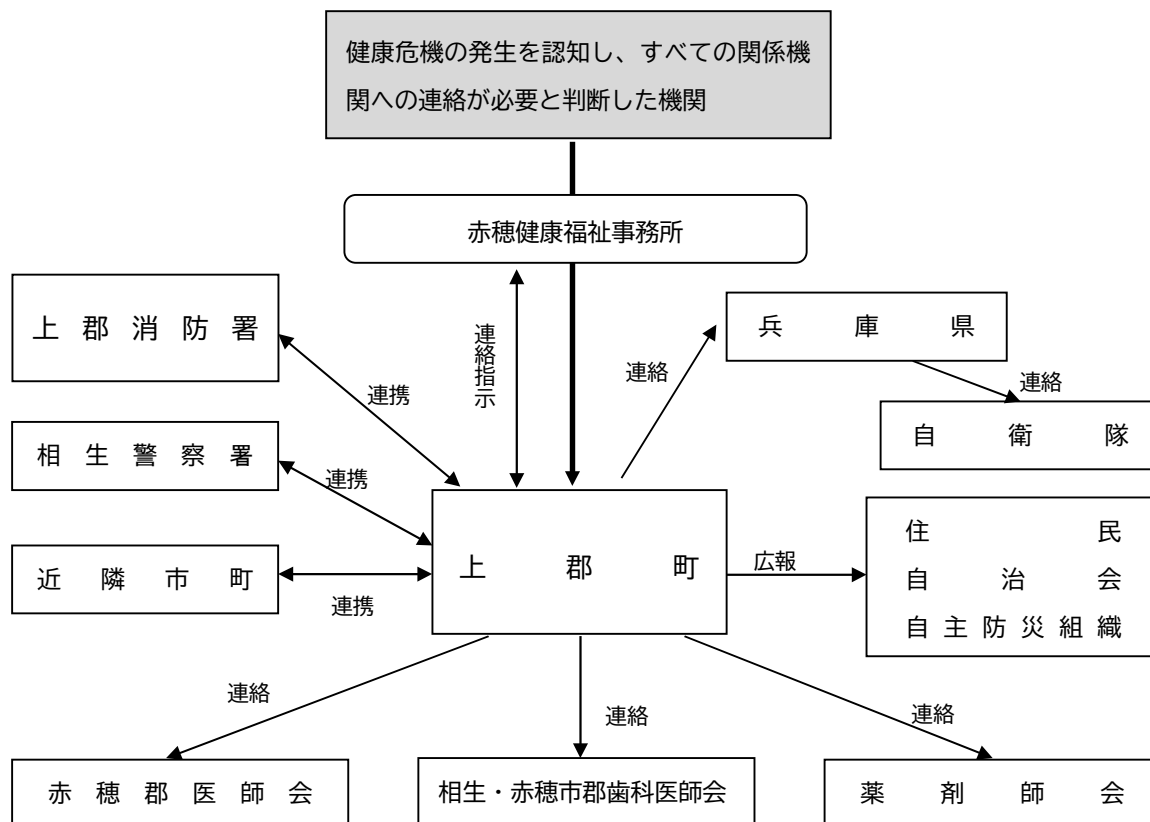
非常時の活動体制は、想定される危機レベルに応じて各課の対応、警戒体制、健康危機管理対策本部の設置に基づく健康危機管理体制を配備する。なお、健康危機管理体制による活動組織及び所掌業務は、第4部第2章第1節第1項「災害対策本部体制」を準用する。



第2節 関係機関相互の情報収集と住民への広報

町は、赤穂健康福祉事務所をはじめ、相生警察署、上郡消防署等と連携を図り、赤穂郡医師会等への連絡、住民等への広報を実施する。

〈機関間の情報連絡体制〉



第3節 活動体制の確立

町は、西播磨保健医療圏（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）における危機レベルの状況を踏まえて、赤穂健康福祉事務所と連携し、警戒体制あるいは健康危機管理体制を設置し、活動方針の決定等を行う。

対策の体系

- 第1 関係機関等との連絡調整体制
- 第2 健康危機管理警戒本部の設置
- 第3 健康危機管理対策本部の設置
- 第4 組織の設置
- 第5 各部の事務分掌

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局 厚 生 部	(1) 関係機関等との連絡調整体制
		(2) 健康危機管理警戒本部の設置
		(3) 健康危機管理対策本部の設置
		(4) 組織の設置
		(5) 各部の事務分掌
関係機関	消 防 署	組織の設置、連絡、活動等
	兵 庫 県	県災害対策本部の設置、連絡等
	その他の防災関係機関等	各災害対策組織の設置、連絡、活動等

取組内容

第1 関係機関等との連絡調整体制

健康危機により、感染症、食中毒、毒劇物、飲料水その他何らかの原因により、住民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす状況及びそのおそれがある状況が確認された場合、本部事務局及び厚生部は、赤穂健康福祉事務所との連絡体制をとり、状況把握に努め、必要に応じた対策を検討する。また、赤穂郡医師会、相生・赤穂市郡歯科医師会、西播磨保健医療圏、警察、消防等との円滑な連絡・協力体制を確保する。

第2 健康危機管理警戒本部の設置

1. 健康危機管理警戒本部体制

集団発生で周辺地域への影響が予測されるなど、大規模な健康危機が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、健康危機管理警戒本部を設置し、対策の決定を行うものとする。

<健康危機管理警戒本部の組織>

	本部構成員
本部長	副町長
副本部長	健康福祉課長・危機管理監（住民課長）
本部員	教育長、企画広報課長、総務課長、上下水道課長、その他本部長が指名する課長
事務局	住民課・企画広報課長及び対象事務の主幹課

ア 健康危機管理警戒本部体制の確立

健康危機管理警戒本部は、健康危機管理等に関する情報を迅速に把握し、次の基準に従って健康危機管理警戒本部体制を確立する。

また、町の総力を挙げて、健康危機管理等対策を実施する必要がある場合は、健康危機管理対策本部体制を整える。

健康危機等に対する応急活動体制が必要な場合で、健康危機管理対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は健康危機管理警戒本部が行う。

<設置基準>

設置基準	参集方法
(1) 原因不明又は所管部署が特定できない健康危機の場合	副町長若しくは組織体制検討メンバーの指示により参集
(2) 原因は特定されているが散発的発生で周辺地域への影響が予測されるとき又は集団発生で周辺地域への影響がないときで健康福祉課のみでは対応が困難な場合	

イ 健康危機管理警戒本部体制の配備人員

健康危機管理警戒本部体制は、災害により配備体制が異なることから、組織体制検討メンバーと健康福祉課長で協議し、本部構成員の中からその時の災害の状況に応じた必要な人員を配置する。

ウ 庁内対策本部会議体制の活動内容

- ① 発生予防、拡大防止等に関する事項
- ② 発生の原因究明に関する事項
- ③ 広報、啓発及び相談に関する事項
- ④ 検査体制の整備に関する事項
- ⑤ 医療体制の確保に関する事項

- ⑥ 関係機関との連絡調整及び連携に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

2. 健康危機管理体制への移行 ～健康危機管理対策本部の設置～

健康危機管理警戒本部長若しくは組織体制検討メンバーは、被害状況により健康危機管理対策本部の設置が必要であると判断した場合は、町長に状況を説明し、健康危機管理対策本部の設置を要請する。

町長は、健康危機管理に関する大規模な被害が生じ、若しくは発生するおそれがあるとき、又は町の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、健康危機管理対策本部を設置し、健康危機管理対策本部体制を配備する。

3. 健康危機管理警戒本部の廃止

健康危機管理警戒本部は、次の場合において、警戒体制を廃止し、その旨を各部及び関係機関へ連絡する。

- (1) 町の地域に新たな災害がなく、警戒の必要が無くなったと判断したとき
- (2) 健康危機管理対策本部体制が配備されたとき

第3 健康危機管理対策本部の設置

1. 健康危機管理対策本部体制

(1) 設置基準

集団発生で周辺地域への急激な被害拡大があるときやこれまでにない大規模な健康危機等、多数の者の生命及び身体が被害を受けた場合又はそのおそれがあるときは、健康危機管理対策本部の設置を町長に要請するものとする。

〈設置基準〉

設 置 基 準
(1) 集団発生で周辺地域への急激な被害拡大があるとき。
(2) これまでにない大規模な健康危機であるなど、多数の者の生命及び身体が被害を受けた場合又はそのおそれがあるとき。

(2) 設置の決定

本部設置の決定は、町長が行う。健康危機管理対策本部を設置すべき健康危機が発生したときは、組織体制検討メンバーは、この計画の趣旨に従い、町長に対して必要事項を報告し、健康危機管理対策本部の設置を進言するものとする。

2. 町本部の設置場所

健康危機管理対策本部は、町長を健康危機管理対策本部長（以下「本部長」という。）として本庁舎内に置く。なお、健康危機管理対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「上郡町

健康危機管理対策本部」の掲示を行う。また、応急対策に従事する職員は原則として腕章を着用するものとする。

3. 町本部の開設

(1) 町本部の標旗等の設置

町本部を設置する町役場の正面玄関または適当な場所に「健康危機管理対策本部」の標旗を掲示する。

(2) 本部の表示

腕章等：健康危機管理対策業務の従事者は、原則として腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

標旗等：健康危機管理対策業務に使用する車両には、原則として「上郡町健康危機管理対策本部」の標旗等を掲示する。

看板：健康危機管理対策業務に使用する拠点施設には、原則として「上郡町健康危機管理対策本部」の看板を掲示する。

(3) 町本部の設置の通知

町本部を設置したとき、本部事務局は、町本部員のほか、速やかに県に対しフェニックス防災システム等でその旨を通知するとともに、関係機関に電話その他適当な方法により通知する。また、通知の際は、必要に応じて町本部との連絡調整を行う町本部連絡員の派遣を要請する。

4. 町本部の廃止

本部長は、健康危機の沈静化が確認された場合は、本部の廃止を決定する。また、本部を廃止したときは、速やかに関係機関等にその旨を通知する。

健康危機の沈静化後には、不安解消に努めるとともに、健康危機管理対策本部体制を解除し平時体制への復帰を行う。

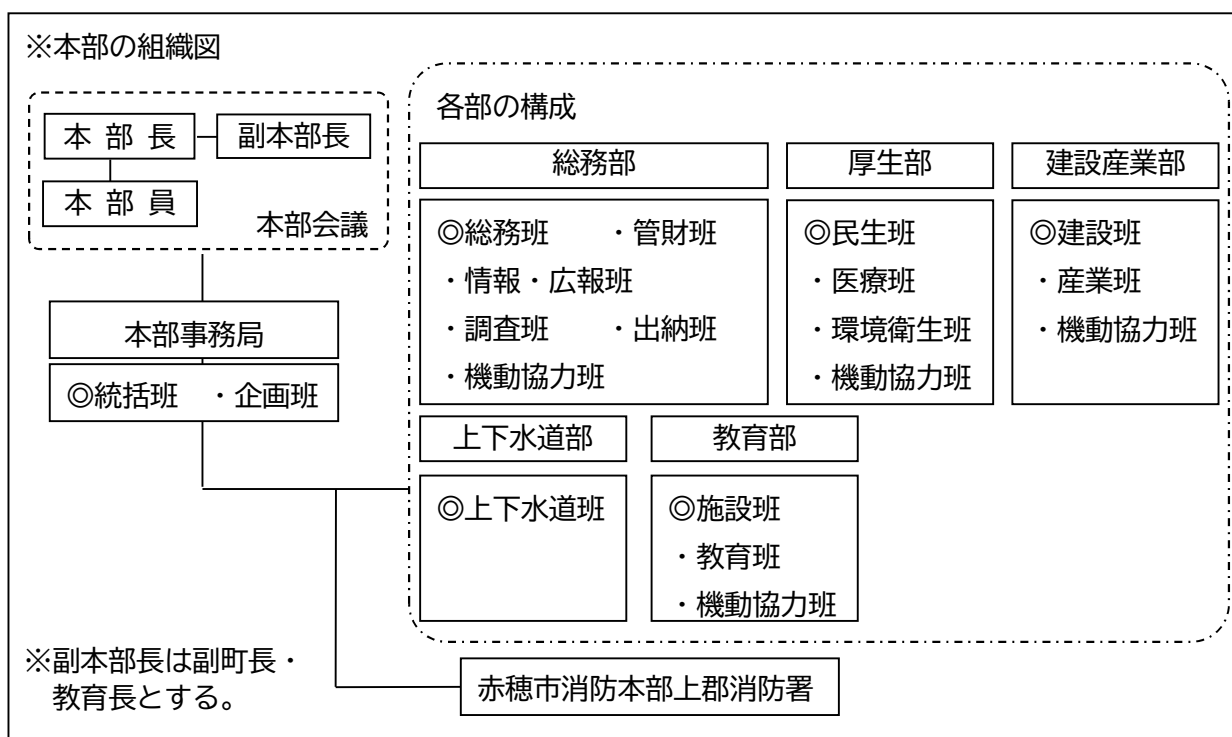
第4 組織の設置

1. 健康危機管理警戒本部体制から健康危機管理対策本部体制への移行

本部長は、町の地域において甚大な災害が発生するおそれがあるときは、健康危機管理警戒本部体制を廃止し、健康危機管理対策本部体制へ移行する。

2. 健康危機管理対策本部体制

健康危機管理対策本部体制の組織構成は、以下の「健康危機管理対策本部体制の組織」のとおりとする。



※◎の班が部を統括する。

3. 健康危機管理対策本部の組織

本部長は町長とする。ただし、町長による指揮・監督が困難な場合、若しくは町長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次の順位により本部長の職務を代行する。

〈町長不在の場合における本部長職務の代行順位〉

- | |
|-------------------|
| 第1順位:副町長 |
| 第2順位:教育長 |
| 第3順位:その場における最高責任者 |

〈健康危機管理対策本部会議員（以下「本部長」という。）の構成〉

	本 部 員
本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長、教育長
本 部 員	危機管理監（住民課長）、企画広報課長、建設課長、総務課長、議会事務局長、財政管理課長、税務課長、健康福祉課長、国保介護支援課長、地域振興課長、農林振興課長、上下水道課長、会計管理者（会計課長）、生涯学習課長、教育推進課長、※赤穂市消防本部上郡消防署長
出席を求めることができる者	議長、副議長、社会福祉協議会事務局長
本 部 連 絡 員	必要に応じ所属長が指名する者
本 部 会 議	本部長、副本部長、本部長他をもって構成し、本部長が招集する。

※1 赤穂市消防本部上郡消防署長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

※2 出席を求めることができる者は、表に記載の者とするが、災害の状況により適宜追加する。

4. 本部長、副本部長、本部長の任務

職 名	主 な 任 務
本 部 長	① 町本部会議の議長となること。 ② 国、県、自衛隊、防災関係機関、他自治体、住民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと。 ③ その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること ④ 本部事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること。
副 本 部 長	① 各対策部間の調整に関すること。 ② 本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること。
本 部 員	① 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること。 ② 本部会議の構成員として、健康危機管理対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること。 ③ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること。 ④ 対応の必要な事項について、随時状況に応じた対応を検討し、関係部署へ指示すること。 ※本部長に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

5. 本部会議、事務局の任務

本部会議	① 町本部の基本方針、災害に関する重要事項を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。 ② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	① 本部会議を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。 ② 本部会議事務局は、住民課・企画広報課で構成する。

6. 職員の動員配置区分

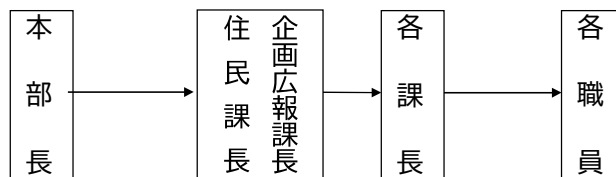
職員の動員は、次の区分より実施する。本部長は、健康危機情報を収集し、配備体制を決定して職員の動員を指示する。本部長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。職員の動員配置は、健康危機等の状況に応じて、健康危機管理対策本部が決定する。

7. 配備の伝達方法

職員の動員は、次の区分より、本部長の配置決定に基づき実施する。

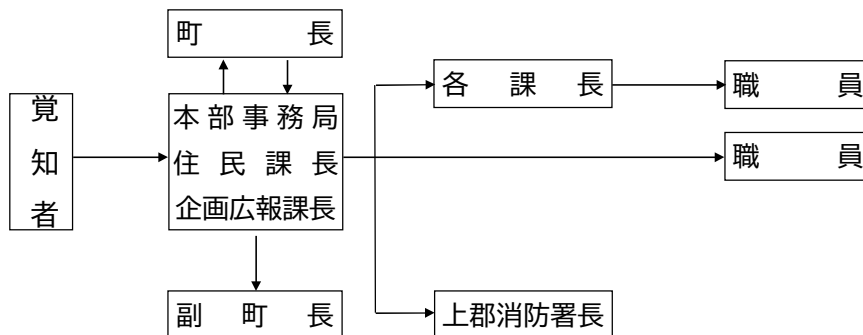
(1) 本部体制が確立している場合

次の連絡系統により行うものとするが、庁内放送、電話、連絡員等を用い速やかにその旨を周知するものとする。



(2) 本部体制が確立していない場合

職員は、健康危機等が発生した場合で、早急に対策本部を設置し対応する必要があると判断した場合は、休日、夜間を問わず、異常を覚知した職員が、電話等を用い、速やかにその旨を連絡するものとする。



*住民課長または企画広報課長が対応できない場合は、あらかじめ防災、消防担当への連絡を指示するものとする。

8. 配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための配備命令は、各課長において次に定める方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

- ① 勤務時間内の場合、配備命令は本部会議等の決定に基づき、庁内放送、電話、口頭その他の方法により各課員に対し正確かつ迅速に伝達するものとする。
- ② 勤務時間外の配備状況はメールにて全課長に配信される。その後の配備体制は本部会議により協議、決定され連絡されるので、各職員への連絡方法については、それぞれ実情にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に十分周知徹底を行うものとする。

(注) 職員は、昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。

9. 災害における職員の注意事項

- (1) 各職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、健康危機管理活動を行うものとする。
- (2) 各職員は、健康危機等の場合においては、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の大規模事故等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。
- (3) 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくものとする。
- (4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。
- (5) 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨報告するものとする。
- (6) 参集途上において救助を求められた場合は、予備配備要員は原則、登庁を優先し、1号、2号配備要員は状況に応じて救助を行い、その後登庁しその旨所属長に報告すること。
- (7) 職員等が被災し参集できない場合は、可能な限りその旨所属長に報告を行うこと。
- (8) 次に掲げるような事由により、勤務地に参集することが困難な場合は、原則として家族を含めた安否情報を所属長に報告した上で自宅等で待機するものとする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属からの指示を待つものとする。
 - ① 災害発生時に職員自身が療養中であるとき。
 - ② 職員または家族等が死亡したとき。
 - ③ 職員または家族等が被災し、治療または入院の必要があるとき。
 - ④ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
 - ⑤ 家族の安全が確保できていないとき。

10. 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各部において防災活動を行うため人員に不足の生じる場合は、対応状況に応じて、本部事務局が部間で調整を行う。

(2) 本部の職員全員をもってなお不足する場合は次のいずれかの方法による。

方法	備考	内容
臨時嘱託職員の応援を求める		
他の公共団体等の応援を求める	相互応援協力計画による	
民間団体の協力を求める	応援要請計画による	自主防災組織の長または自治会長等
自衛隊員の派遣を要請する	応援要請計画による	陸上自衛隊第3師団第3特科隊
民間業者に委託する		

11. 標識

本部長、副本部長、本部員、班員は、健康危機管理対策に係わる業務に従事するときは、原則として健康危機管理対策本部用の腕章をつけるものとする。

第5 各部の事務分掌

事務分掌は、本防災計画「I 基本的事項 第2章 防災機関の業務大綱 第1節 ○平常時から災害対応における事務分掌」（6ページより）と同じとする。

避難活動、通信情報活動、災害発生後の活動、応急対策活動について、以下の各節（災害対策）に定めのない事項については風水害応急対応計画に定める関係各節を参考に対応を決定する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第4節 健康危機発生時の活動

健康危機発生時、対策本部体制の各部は、主に次の活動を実施し、必要に応じて対策班相互の協力を実施する。

対策の体系

第1 対策活動

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	関 係 各 部	(1) 対策活動
関 係 機 関	消 防 署	健康被害の防止対策
	兵 庫 県	
	警 察	
	その他の関係機関等	

取組内容

1. 対策活動

健康危機発生時は、主に次の活動を実施する。

1. 状況調査（総務部・厚生部）

- (1) 町内情報（警察・消防署等）の収集
- (2) 患者の発生状況、医療機関の対応状況等の調査

2. 情報収集（総務部・厚生部）

- (1) 患者（被害者）の情報収集（赤穂郡医師会、警察署、消防署等との協力）
- (2) 医療機関情報（受入れ体制等）の収集
- (3) 兵庫県、赤穂健康福祉事務所、警察署、消防署から情報を収集

3. 情報の提供（総務部）

- (1) 住民に対する予防情報や医療機関情報等広報の実施
- (2) 兵庫県、赤穂健康福祉事務所、警察署、消防署への情報提供
- (3) マスコミへの情報提供

第5部

健康危機等応急対応計画

4. 健康相談の実施（厚生部）

- (1) 相談窓口の設置（赤穂郡医師会、赤穂健康福祉事務所、福祉関係団体等との協力）

5. 水道等（上下水道部）

- (1) 飲料水等の確保
- (2) 飲料水等による被害原因調査

6. 食料等（総務部）

- (1) 食料等の確保

7. 教育機関との連絡調整（教育部）

- (1) 被害者等の健康保持及び就園・就学に関する相談・連絡調整
- (2) 認定こども園、小学校及び中学校との連絡調整

8. 健康被害回復活動の実施（本部事務局・厚生部・教育部）

- (1) 飲料水や食品等の安全確認
- (2) 被害者の健康状態の把握に努め、心身の健康回復促進を図る
- (3) 心的外傷後ストレス障害の発生のおそれがある場合は、相談室の開設や巡回訪問の実施、教育機関に対する協力依頼等、早期発見に努めるとともに、早期に専門的な治療を受けることができる体制づくりに努める
- (4) 健康被害が沈静化し、被害拡大のおそれがないことが確認できたときは、必要に応じて終息宣言を行う
- (5) 再発防止のための情報提供

